



国 監 告 第 1 号

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき実施した、例月出納検査（随時監査）に係る監査結果を、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

平成23年4月28日

国立市監査委員 高 橋 雅 幸

国立市監査委員 中 川 喜美代

例月出納検査（随時監査）監査結果

質問事項

1. 随時監査

(1) 種類

地方自治法第199条第1項及び第5項

(2) 概要

ア. 実施期間

(ア) 事前調査

平成23年4月4日(月)から平成23年4月13日(水)まで

(イ) 実施

平成23年4月20日(水)

イ. 対象部局

(ア) 会計管理者及び会計課

(3) 対象事項及び範囲

ア. 対象事項

平成22年度基金の運用状況について

イ. 対象範囲

(ア) 財務に関する事務の執行等

(イ) 一般行政事務の執行及び事務事業の経済性、合理性、正確性等

(4) 手続き

ア. 実施通知 平成23年4月4日(月)

イ. 資料提出期限 平成23年4月13日(水)

ウ. 事前調査 事務局による調査(前記のとおり)

エ. 実施 監査委員による監査(前記のとおり)

(ア) 先に提出された資料に基づき、監査対象部局より対象事項の概要説明を受け、その後、質疑及び関係書類の監査を実施した。

(5) 監査の着眼点

共通項目

ア. 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。

イ. 予算の執行の手続きは適正か。

ウ. 決裁は、定められた手続きを経ているか。

個別項目

- ア．基金の設置目的は明瞭であり、かつ目的に従って積み立てられ、确实、効率的に運用されているか。
- イ．基金の取崩し手続きは適正に行われているか。
- ウ．基金運用から生ずる収益及び管理経費の処理は適切に行われているか。
- エ．定額基金は設置目的に基づき適正に運用されているか。また、その運用状況からみて基金額は適切か。
- オ．収支の記録は正確か。また、収支の計算に誤りはないか。
- カ．その他基金に属する財産の管理は適正か。

(6) 結 果

ア．概 評

今回の質問事項では、対象事項を監査した結果、概ね良好であった。

イ．個別事項

- (ア)指摘事項 なし
- (イ)要望事項 なし

以上